熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）に関する質問への回答

No.	項目	関連資料	質問内容	回答内容	回答日
62	施設情報の収集・整理工（年単位）の作業範囲	単価表（計画的調査設計業務）施設情報の収集・整理工（年、割増率30・40・50%）／要求水準書 統括的管理業務（データ更新及び管理）	単価表（計画的調査設計業務）の施設情報の収集・整理工は年単位とされています。①本工種は、ストックマネジメント計画の策定・見直しに必要な施設情報の収集・整理（計画策定時の作業）を年度ごとに行うものと解してよろしいでしょうか。毎年の台帳・点検調査結果の更新作業を含む場合は、その範囲をご教示ください。②紙資料の電子データ化や台帳システムへの移行は、本工種に含まれるでしょうか。	①施設情報の収集・整理工は、要求水準書に記載のとおり、本業務に関する情報を蓄積・管理することを目的とするものです。 　そのため、ストックマネジメント計画の策定・見直しに必要となる施設情報の収集・整理に加え、本業務により得られた点検・調査結果、健全度評価、対策の要否等の情報を電子データとして継続的に蓄積・管理（更新を含む。）することを要求水準としています。なお、情報の蓄積・管理の具体的な範囲については、要求水準書をご参照ください。 ②紙資料の電子データ化及び台帳システムへの移行作業については、施設情報の収集・整理工並びに統括管理工に含みます。	11月11日
63	「復興歩掛（作業量10%低減）」の適用範囲	設計書（金なし）各業務「歩掛 R8.4 下水道（復興歩掛 作業量10%低減）」	設計書（金なし）の歩掛適用世代は「令和08年04月 下水道／令和08年04月 公共（令和07年度 復興歩掛※作業量10%低減）」とされています。①作業量10%低減は「公共」（土木工事標準歩掛）の土工に関する歩掛にのみ適用し、下水道用設計標準歩掛表（管路）の歩掛（管きょ更生、管布設、土留め等）には適用していないと解してよろしいでしょうか。②熊本県の復興歩掛では間接工事費（共通仮設費率・現場管理費率）を1.1倍する補正もありますが、本業務の設計書では適用していないと解してよろしいでしょうか。③合意単価に含まれる復興歩掛は、契約期間中ずっと適用されると考えてよろしいでしょうか。	本業務は、性能発注を原則とした総価契約単価合意方式を採用しており、設計書は、受注者にて単価や総価を算出するための参考資料です。 　そのため、入札に当たっては、技術提案及び要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる費用を受注者で適切に見込み、入札価格に反映してください。	11月11日
64	取付管布設工（市場単価）の補正K5（既設本管がコンクリート管・陶管の場合）の適用	単価表（日常的設置改修工事・計画的更新工事）取付管布設工／設計書（金なし）下水標準 第1巻 P478・479	取付管布設工（市場単価）について、既設本管が鉄筋コンクリート管・陶管の場合の補正（K5：×1.10）は適用されていますか。適用する場合、本管の管種はどのように判定するか（台帳による等）をご教示ください。	本業務は、性能発注を原則とした総価契約単価合意方式を採用しており、設計書は、受注者にて単価や総価を算出するための参考資料です。 　そのため、入札に当たっては、技術提案及び要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる費用を受注者で適切に見込み、入札価格に反映してください。 　なお、本管の管種は台帳閲覧で確認可能です。	11月11日
65	1回の作業量が標準作業量に満たない場合の単価の扱い（清掃・調査・点検）	単価表（日常的維持修繕業務・計画的調査設計業務）清掃工・TVカメラ調査工等／要求水準書 P.36-37 3.7(5)(7)／入札説明書 18(13)オ	単価表の清掃工・調査工等の単価は、1日の標準作業量（例：高圧洗浄車清掃工485m/日）を前提に1m当たり等で設定されていると解されます。要望等対応や点在する箇所の作業で、1回（1日）の作業量が標準作業量を大きく下回る場合（例：1スパン50mのみ）も、合意単価×実施数量で精算するとの理解でよろしいでしょうか。最低作業日数を考慮した単価設定等、別の取扱いがあればご教示ください。	お見込みのとおりです。	11月11日

66	点検・調査時の換気工・監視人・止水プラグ等の計上	単価表（計画的調査設計業務・日常的維持修繕業務）マンホール目視調査工・TVカメラ調査工・潜行目視調査工等／設計書（金なし）／要求水準書 2.3	単価表及び設計書（金なし）の点検・調査（マンホール目視調査工、TVカメラ調査工、潜行目視調査工等）には、換気工、監視人、止水プラグ（既設管のTVカメラ調査時）の項目が見当たりません。要求水準書2.3等の安全管理に基づき実施するこれらの費用は、各調査工等の単価に含めて提案するもの（別途計上しない）と解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	11月11日
67	ストックマネジメント実施方針の対象（雨水・汚水共か、汚水のみ・合流か）と対象面積の内訳	単価表（計画的調査設計業務）管路施設ストックマネジメント実施方針（1,875ha）・施設情報の収集・整理工・点検・調査計画策定工・照査	ストックマネジメント実施方針等の対象面積1,875haについて、①対象は汚水（合流を含む）のみでしょうか、分流の雨水も含みますか。②排除方式別（合流・分流汚水・分流雨水）の面積の内訳をご教示ください。	①ストックマネジメント実施方針等の対象面積1,875haは、汚水施設（合流区域を含む）を対象としており、分流式雨水施設は含みません。 ②対象面積の内訳は、合流区域約859ha、分流区域約1,016haを想定していますが、数量は概算であり、参考値となります。	11月11日
68	単価表（計画的調査設計）注記：全体計画区域13,829haの長期改築シナリオ	単価表（計画的調査設計業務）管路施設ストックマネジメント実施方針の備考欄／要求水準書 別紙1	単価表（計画的調査設計業務）の備考欄に、管路施設ストックマネジメント実施方針の対象は1,875haだが、「この中に含む長期的な改築事業のシナリオ設定は本市の全体計画区域（13,829ha）を対象とすること」とあります。①シナリオ設定の対象が13,829haであっても、作業量は1,875haの単価に含まれるのでしょうか。②要求水準書に同旨の記載が見当たらないため、対象範囲と成果物を明示いただけますか。	①長期的な改築事業のシナリオ設定については、本市全体計画区域（13,829ha）を対象として検討することを前提で、実施方針の対象の単価（概算数量1,875ha）を設定してください。 ②対象範囲及び成果物については、要求水準書別紙９参考仕様書「ストックマネジメント計画基本計画策定委託業務（管路施設）一般仕様書 」をご確認ください。	11月11日
69	特別調査単価の徴収主体と基礎単価の決め方	要求水準書 P.36 3.7(6)（基礎単価）／実施方針（案）に関する質問への回答 第4回No.24	第4回No.24では、特別調査単価の徴収は本市が実施し、事業者負担ではないとされました。一方、要求水準書3.7(6)の基礎単価は、熊本市実施設計単価・物価資料に続いて「特別調査単価」「見積り（3社以上）」を掲げています。①特別調査単価は本市が徴収して事業者へ示すのでしょうか。②事業者が見積りを徴収する場合との使い分け（優先順位、徴収の費用負担）をご教示ください。	①特別調査単価の徴収は本市が実施します。 ②特別調査は、1 工区の当該年度における調達価格（使用数量×材料単価）が500万以上である場合などが対象となり、その他は見積もりとなります。優先順位については、要求水準書p.36をご参照ください。なお、見積徴収の費用は、本市は負担しません。費用が必要な場合は、受託者で負担してください。	11月11日
70	計画的調査設計・更新工事に含まれる西区の合流式管路の範囲	要求水準書 P.75-78 別紙1（業務概要）／公告文（業務名称）／設計書（金なし）	要求水準書別紙1では、計画的調査設計業務及び計画的更新工事業務の対象区域に、中央区・東区に加えて西区の合流式管路施設（約72ha、約15km）が含まれています。①対象区域を示す図面の提供、②設計書（金なし）・単価表の数量に西区分が含まれているか、③西区分の下水道台帳・過年度の調査結果の貸与について、ご教示ください。	①要求水準書に添付の別図集のうち、【別図２】ストックマネジメント計画の主な対象区域図（参考）をご参照ください。城東Fが主に西区になります。 ②西区分は含まれています。 ③下水道台帳の閲覧は可能です。下水道台帳・過年度の調査結果の貸与については契約締結後となります。	11月11日
71	前金払・中間前金払の対象額と年度末完成払い業務への適用	基本契約書（案）別紙4 第4項／入札説明書（契約金額の支払）／要求水準書 3.7(11)	基本契約書（案）別紙4では、約款中の「業務委託料」「請負代金」を「当該年度の出来高予定額」と読み替えるとされています。①前金払（委託は10分の3、工事は10分の4以内）と中間前金払は、各年度の出来高予定額を基準に年度ごとに請求できると解してよろしいでしょうか。②年度末完成払いとされる計画的調査設計業務・計画的更新工事業務でも、同様に請求できますか。	①お見込みのとおりです。ただし、日常的維持修繕業務委託契約及び日常的設置改修業務請負契約においては、四半期ごとの出来高払いを原則としており、前払金及び中間前払金の請求はできません。 ②基本契約書別紙4「債務負担行為に係る契約の特約条項」に記載のとおりです。	11月11日

72	総価契約単価合意における「落札率」の算定方法	要求水準書 P.36 3.7(6)／基本契約書（案）第28条	要求水準書3.7(6)では、合意単価にない工種等の契約単価を、標準歩掛等で積算した額に「予定価格に対する落札率」を乗じて算定するとされています。落札率は、①入札価格を予定価格で除した率（税抜・税込のどちらで揃えるか）、②業務全体の落札率か個別契約ごとの率か、のいずれで算定するのでしょうか。算定式をご教示ください。	要求水準書3.7（6）における「予定価格に対する落札率」は、本件入札における予定価格（税込）に対する落札金額（税込）の割合を指し、業務全体の落札率を用いるものとします。個別契約ごとに落札率を設定するものではありません。	11月11日
73	区域外対応（区境を越える対応）の限度	要求水準書 1.2(2)ただし書／第5回No.91	第5回No.91では、区域外への対応は無制限を求めず、確保された人員・資機材・体制で対応し、内容は本市と協議するとされました。要求水準書1.2(2)ただし書は、本件施設と一体で扱うことが効率的な場合や重大な機能障害・事故が発生した場合に区域外を対象に含める旨を定めるのみです。回答のとおり「確保された体制の範囲内で」「協議による」との限定を、要求水準書に追記いただけますか。	要求水準書1.2（2）ただし書は、本件施設と一体的に実施することが効率的である場合又は重大な機能障害若しくは事故が発生した場合に、業務対象区域外の施設を対象とすることがある旨を定めたものであり、要求水準書のとおりです。	11月11日
74	住民等対応：範囲外の問合せの取扱い	要求水準書 5.2／実施方針（案）に関する質問への回答 第4回No.11	第4回No.11では、住民等対応は事業者が一次窓口となり、判断が困難な問合せは根拠を付して本市へ報告・相談し、範囲外の問合せは本市が対応するとされました。要求水準書5.2には、この取扱い（範囲外の問合せの本市への転送・報告、事例の蓄積・分類）の記載が見当たりません。回答のとおりの運用を要求水準書5.2に明記いただけますか。	住民等対応（一次対応）業務の要求水準は、要求水準書5.2に記載のとおりです。	11月11日
75	物価変動リスク（別紙10 No.19）とスライド条項の関係	要求水準書 別紙10 No.19 P.151／3.7(8)／基本契約書（案）第30条・別紙5	物価変動の扱いについて、ご教示ください。①別紙10 No.19（協議事項）、要求水準書3.7(8)（急激なインフレ・デフレ）、基本契約書（案）第30条・別紙5（著しい変動）は、別紙5の手続で一体に運用されるのでしょうか。対象は労務・資材・機械の全合意単価でしょうか。②合意単価の基準となる単価の適用年月（公告時・入札時・契約時のいずれか）と、契約締結後12か月間の物価変動の扱いを明記いただけますか。	①お見込みのとおり一体的な運用になります。全体スライドについては、基本的に全合意単価が対象になります。 ②要求水準書及び基本契約書（案）のとおりです。変動率の基準は別紙5第9条のとおりです。また、全体スライドについて12か月未満の取り扱いはありません。	11月11日
76	災害時対応業務の費用の精算方法と不可抗力による損害	要求水準書 別紙12 第4条 P.152-153／別紙10 No.26・27／別紙1(4)	災害時対応業務について、ご教示ください。①担当企業と参加資格上の位置付け。②別紙12第4条の別契約の費用で、「甲の積算」は3.7の合意単価（落札率の考慮を含む）を用いるのでしょうか。締結時期・積算方法・支払条件もご教示ください（単価表・設計書・個別契約書（案）に見当たりません）。③不可抗力（別紙10 No.27は本市負担）で資機材・車両が被災した場合の損害の扱いについてもご教示ください。	①災害時対応業務における担当企業、参加資格上の特別な規定は設けておりません。各種法令を順守の上、通常業務に準じて実施することとなります。 ②災害時の費用等については、要求水準書別紙12「災害時維持修繕協定（案）」のとおりです。記載のない事項については、契約締結後、必要に応じて甲乙協議のうえ決定します。 ③受託者所有の資機材・車両に損害があった場合は受託者にて負担してください。（本市負担ではありません）	11月11日

77	工事費の積算・材料検収・工事監理の分担と費用の計上先	要求水準書 4.1(1)ア c・3.2.4(2)／基本契約書（案）第6条／第4回No.30・第5回No.47・50	工事・更新業務の費用の計上先について、ご教示ください。①工事費の積算・材料検収・工事監理の役割分担と費用の計上先（要求水準書に記載が見当たりません）。②管きょ更生工事の施工前の管内洗浄・調査は、更生工の単価、共通仮設費（準備費）、計画的調査設計業務のいずれで見るのでしょうか。③他工事の立会い・関係機関協議の費用は、住民等対応工の単価に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	①工事費の積算・材料検収・工事監理が何を指すのか具体的に不明ですが、材料検収を含む段階確認のことを質問されているのであれば、上下水道工事共通仕様書（下水道編）P10-12などをご確認ください。また、単価表に記載の各工種の直接工事費及びその他の間接経費と別に積算・材料検収・工事監理の費用は計上しません。必要となる費用があれば、いずれかの項目に含めて受注者で適切に計上し、入札価格に反映してください。 ②計画的調査設計業務にて計上をお願いいたします。 ③住民等対応工等の単価での精算はしません。ご質問の費用が必要とお考えの場合は、実施対象工種の直接工事費またはその他の間接経費に受注者で適切に計上し、入札価格に反映してください。	11月11日
78	台帳システムの扱いと貸与資料（流量計算書）の範囲	要求水準書 別紙6・7.5.1・統括的管理業務・性能指標／第4回No.3・21・27	第4回No.3・21では、台帳システムの導入は事業者の任意で、本市へはShapefileで提出し、台帳更新作業は含まないとされました。要求水準書別紙6は「台帳システムは貸与しない」としますが、統括業務の「下水道台帳への反映等」と性能指標「台帳反映適時率」が残っています。①台帳更新作業は範囲外でよろしいでしょうか。②「台帳反映適時率」の対象範囲は何でしょうか。③流量計算書（No.27）の貸与は別紙6に含まれますか。	①本市の下水道台帳システムへの更新作業そのものは範囲外ですが、本市と協議の上、更新作業が可能となる資料等の提出は必要となります。 ②本業務では、実施するテレビカメラ調査の点検調査結果や設置承諾書、施工結果等を市の指定するデータ形式（Shapefile 形式）によりデータベース化し、適切に蓄積・管理することとしています。詳細は、各業務の要求水準をご確認ください。 ③業務対象施設の流下能力検証に係る流量計算書等について、詳細設計や事業計画等で検討実施済の既存資料は、貸与可能です。詳細設計未実施路線など、その他補足が必要な場合の流量計算は受託者において実施してください。	11月11日

79	条番号・語句・数値の誤記の一括確認（正誤表）	入札説明書 18(13)ク／基本契約書（案）第3条第4項・第8条第6項(5)／要求水準書 8.1(5)／要求水準書【別紙8】2(1)	次の参照・語句が実際の記載と合わないように見えます。①入札説明書18(13)ク「第３項に掲げる合意単価」（18(13)に第3項がありません）、②基本契約書（案）第3条第4項「本件計画的更新業務工事請負契約」（前文は「…更新工事業務請負契約」）、③同第8条第6項(5)「別紙１第５条」（調査職員の読替は別紙1第9条か）、④要求水準書8.1(5)「【別図２】（施工計画年度位置図）」（別図2は「ストックマネジメント計画の主な対象区域図」）。⑤要求水準書【別紙8】2(1)「硫化水素の濃度100分の10以下」（酸欠則5条は百万分の10以下）。正誤表等での訂正をお願いできますか。	①入札説明書18(13)ク「第３項に掲げる合意単価」は「ウに掲げる合意単価」の誤りです。 ②基本契約書（案）第３条第４項「本件計画的更新業務工事請負契約の履行期間は…」は「本件計画的更新工事業務請負契約の履行期間は…」の誤りです。 ③基本契約書（案）第8条第6項(5)「…遅滞なく甲の監督職員（監督員又は調査職員（別紙１第５条の規定により読み替えた場合を含む。）をいう。）に報告すること。」は「…遅滞なく甲の監督職員（監督員又は調査職員（別紙１第９条の規定により読み替えた場合を含む。）をいう。）に報告すること。」の誤りです。 ④要求水準書8.1（5）「【別図２】（施工計画年次位置図）」は「【別図２】ストックマネジメント計画の主な対象区域図（参考）」の誤りです。 ⑤要求水準書【別紙8】安全対策2(1)「…硫化水素の濃度100分の10以下」は「…硫化水素の濃度100万分の10以下」の誤りです。 なお、上記箇所については、本質問の回答をもって訂正します。また、近日中に正誤表として整理し、局HP上に掲載いたします。	11月11日
80	会計検査の指摘等で返還・手戻りが生じた場合の負担区分	要求水準書 8.1(6)ウ／基本契約書（案）／第5回No.129	第5回No.129では、会計検査の指摘等で返還や手戻りが生じた場合の負担は、原因・責任所在を踏まえ、契約関係書類に基づき対応するとされました。基本契約書（案）・要求水準書8.1(6)ウには、返還金や手戻り費用の負担区分の規定が見当たりません。①本市が設計・仕様を承諾した部分の指摘は本市の負担、②事業者の責による部分のみ事業者負担、と整理してよろしいでしょうか。	①②のとおりではありません。契約関係書類の規定に基づき対応することになります。	11月11日
81	単価表と別紙1の単位・項目の相違（管口カメラ・警報時水防・設計・測量）	単価表（日常的維持修繕業務）・（計画的調査設計業務）・（計画的更新工事業務）／要求水準書 別紙1	単価表と要求水準書別紙1で、①管口カメラ点検工は別紙1「か所」・単価表「基」、②警報時水防等従事業務は別紙1「回500」・単価表「件」、③取付管・ます布設替えの設計は単価表「m」・更新工事「か所」で、単位が異なります。また、単価表（計画的調査設計）に「測量業務」の表があるのに、別紙1・契約書（案）には測量の記載が見当たりません。精算時に用いる単位と、測量業務の位置付けをご教示ください。	要求水準書【別紙１】業務概要に記載している業務内容及び数量は、要求水準を満足するために本市が想定する業務規模等を示した概算数量です。そのため、単価表における積算上の細目や単位と、項目名称や単位が必ずしも一致するものではありません。 業務実施後の精算については、契約締結後に締結する単価合意書に基づいて行うため、適用する単位は単価表に記載された単位によるものとします。 また、単価表（計画的調査設計業務）に記載している測量業務については、計画的調査設計業務を実施する上で必要となる付帯業務であり、設計業務の一部として実施することを想定しています。そのため、要求水準書等においては、設計業務に包含されるものとして取り扱っています。	11月11日

82	作業時間の制約（道路使用許可の条件等）と労務単価の補正	単価表（各業務）夜間作業／要求水準書 3.7(5)(6)／入札説明書 18(13)オ	道路使用許可の条件等により1日の作業時間が制約される場合（例：夜間の4時間のみ）、労務単価の補正は合意単価の協議の対象となるでしょうか。単価表の夜間作業（5割増）との関係も含めて、取扱いをご教示ください。	1日の作業時間が制約される場合もあるという前提で昼間作業及び夜間作業の単価を設定してください。	11月11日
83	ストックマネジメント関係の「割増率30%・40%・50%」（数量1）の意味	単価表（計画的調査設計業務）施設情報の収集・整理工・点検・調査計画策定工・管路施設ストックマネジメント実施方針・修繕・改築計画の策定・照査（割増率30%・40%・50%）	単価表のストックマネジメント関係の工種には「割増率30%・40%・50%」の行が数量1で設けられています。①この割増率は、管きょに加えて対象とする施設（マンホール、取付管・ます、マンホールふた）の数に応じた割増と解してよろしいでしょうか。②数量1の行は、割増後の単価で1単位分を計上する趣旨か、割増分のみを計上する趣旨かをご教示ください。	①お見込みのとおりです。ストックマネジメント関係の工種に設定している割増率（30%・40%・50%）は、管きょに加えて、面的にマンホール、取付管・ます、マンホールふたを対象施設とするなど、大幅な作業量の増加が見込まれる事態となった場合の増加作業量を考慮したものです。 ②割増後の単価を適用して精算することを想定したものです。対象施設を管きょのみではなく、管きょに加えて、面的にマンホール、取付管・ます又はマンホールふたを含めて検討する場合は、対象施設の範囲に応じて該当する割増単価を適用して精算するものとします。なお、当該項目は割増分のみを別途計上する趣旨ではありません。	11月11日
84	設計業務・統括的管理業務の旅費交通費の計上方法（率か積上げか）	設計書（金なし）（6）3 計画的調査設計業務・統括的管理業務の旅費交通費	設計書（金なし）の計画的調査設計業務（設計）及び統括的管理業務には旅費交通費が計上されています。この旅費交通費は、直接人件費に対する率で計上する考え方と解してよろしいでしょうか。積上げ（打合せ等の回数・人数による）の場合は、その前提をご教示ください。	本業務は、性能発注を原則とした総価契約単価合意方式を採用しており、設計書は、受注者にて単価や総価を算出するための参考資料です。 そのため、入札に当たっては、技術提案及び要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる費用を受注者で適切に見込み、入札価格に反映してください。	11月11日
85	本管口仕上工を後日施工とする場合の換気・水替・仮設・交通誘導の再計上	単価表（計画的更新工事）管きょ内面被覆工（本管口仕上工を含む）	管きょ内面被覆工（反転・形成工法）の本管口仕上工は、更生管の硬化・形成と同日に施工する前提でしょうか。硬化後の収縮確認等のため後日施工とする場合、換気設備・水替・仮設備・交通誘導員の再計上は合意単価の協議の対象となるでしょうか。	換気設備・水替・仮設備・交通誘導員の再計上は協議の対象となりません。 本業務は、性能発注を原則とした総価契約単価合意方式を採用しており、設計書は、受注者にて単価や総価を算出するための参考資料です。 そのため、入札に当たっては、技術提案及び要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる費用を受注者で適切に見込み、入札価格に反映してください。	11月11日
86	管きょ更生工法の選定（反転・形成工法以外の工法の可否）	単価表（計画的更新工事）管きょ内面被覆工（反転・形成工法）／要求水準書 計画的更新工事	単価表の管きょ内面被覆工は反転・形成工法を前提としていると解されます。現場条件（流量・管径・曲がり等）により製管工法等の他の工法が適する場合、受託者の提案により工法を選定し、合意単価の協議で単価を定めることは可能でしょうか。	本業務は、性能発注を原則とした総価契約単価合意方式を採用しており、設計書は、受注者にて単価や総価を算出するための参考資料です。そのため、反転形成工法を指定しているものではなく、工法毎に単価を設定するものでもありません。 入札に当たっては、技術提案及び要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる費用を受注者で適切に見込み、入札価格に反映してください。	11月11日

87	伏越し部のマンホールの点検・調査の扱い	単価表（日常的維持修繕業務・計画的調査設計業務）マンホール点検工・マンホール目視調査工	伏越し部のマンホール（伏越し室）の点検・調査は、マンホール点検工・マンホール目視調査工の単価で実施するものと解してよろしいでしょうか。別の単価・見積とする場合はご教示ください。	お見込みのとおりです。	11月11日
88	全体スライドの改定単価を反映する時期（請求年度の残りの出来高の扱い）	基本契約書（案）第30条・別紙5「著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更の特約条項」第1～4項・別表1	基本契約書（案）別紙5第3項では、全体スライドによる改定後の合意単価及び業務委託料等は「翌年度以降の出来高予定額に反映させる」とされています。①請求した年度のうち、請求日以降の出来高（残りの出来高）には改定単価が適用されないと解してよろしいでしょうか。②別表1「費用項目の指標」の変動率は、どの時点の指標（公表月）と比べて算定するのかご教示ください	①お見込みのとおりです。 ②基本契約書（案）別紙5第9条のとおりです。	11月11日
89	インバートコンクリートの打設工法（人力打設かポンプ車打設か）	設計書（金なし）の代価表「インバートコンクリート 無筋･鉄筋構造物 18-8-20(25)(高)W/C60% 一般養生」「コンクリート 人力打設 小型構造物 18-8-40(高)W/C60% 一般養生」	設計書（金なし）の代価表のインバートコンクリート（無筋・鉄筋構造物 18-8-20(25)）は、打設工法の記載がありません。施工パッケージ（No.060 コンクリート）の条件区分のうち、「人力打設」「コンクリートポンプ車打設」のどちらで積算していますか。	本業務は、性能発注を原則とした総価契約単価合意方式を採用しており、設計書は、受注者にて単価や総価を算出するための参考資料です。 そのため、入札に当たっては、技術提案及び要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる費用を受注者で適切に見込み、入札価格に反映してください。	11月11日
90	コンクリートの「現場内小運搬」の有無	設計書（金なし）の代価表「インバートコンクリート 無筋･鉄筋構造物 18-8-20(25)(高)W/C60% 一般養生」「コンクリート 人力打設 小型構造物 18-8-40(高)W/C60% 一般養生」	設計書（金なし）の代価表のインバートコンクリート及び小型構造物のコンクリートについて、施工パッケージ（No.060 コンクリート）の条件区分「現場内小運搬」は、「有り」「無し」のどちらで積算していますか。	本業務は、性能発注を原則とした総価契約単価合意方式を採用しており、設計書は、受注者にて単価や総価を算出するための参考資料です。 そのため、入札に当たっては、技術提案及び要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる費用を受注者で適切に見込み、入札価格に反映してください。	11月11日
91	性能指標・要求水準の未達時の措置（対価の減額等）	基本契約書（案）第32条／個別契約書（案）4本／要求水準書 P.72 10.3・3.4	基本契約書（案）第32条は、要求水準が達成されていない場合に、改善措置を請求し、従わない等のときは「本件各個別契約に定めるところにより」業務委託料等の減額や違約金の請求ができるとしています（具体的な取扱いは甲が決定）。しかし、個別契約書（案）4本に減額・違約金の基準や算定方法が見当たりません。①これらはどの文書のどの条項で定められるのでしょうか。②要求水準書10.3の性能指標を、要求水準違反の判定に用いますか。③改善措置の「相当の期間」の目安をご教示ください。	① 基本契約書（案）第32条に規定する業務委託料等の減額及び違約金の請求については、本件各個別契約における契約約款等に基づき判断することとします。現時点において、個別契約書に減額基準や算定方法等を一律に定める予定はありません。 ② 要求水準の達成状況については、性能指標、出来高管理、各種報告書、モニタリング結果その他の実施状況等を総合的に勘案して判断します。 ③ 改善措置の実施に係る「相当の期間」については、一律の期間を定めることはしておらず、要求水準未達の内容、その影響の程度、緊急性、改善に必要な作業内容等を踏まえ、個別の事案ごとに合理的な期間を設定します。なお、利用者の安全確保や重大な機能障害の防止に関わる事項については、速やかな対応を求めます。	11月11日

92	「予算執行率」指標と出来高予定額（均等割り）の関係	要求水準書 P.72 10.3（予算執行率）／基本契約書（案）別紙4 第2項	10.3に「予算執行率＝履行済み金額÷当該年度出来高予定額」が示され、別紙4では出来高予定額は「契約額を契約年数で除した額」とされています。計画的更新工事など年度ごとに業務量が異なる業務で、実施額が均等割りの出来高予定額と異なる場合、予算執行率はどのように評価されますか。年度の業務実施方針で合意した額を基準としてよろしいでしょうか。	均等割りの出来高予定額と当該会計年度の予算額が異なる場合は、当該会計年度の予算額を分母とした予算執行率で評価します。	11月11日
93	道路陥没等の事故に係るリスク分担（別紙10）への反映	要求水準書 3.6・別紙10 P.150-151／実施方針（案）に関する質問への回答 第4回No.29・第5回No.87	第4回No.29・第5回No.87の回答では、陥没事故等の責任は事故原因や点検・調査の実施状況等により個別に判断し、リスク管理計画等で事前にすり合わせるとされました。別紙10は（案）から変更がなく、陥没事故や未調査施設に関する項目がありません。①別紙10に反映しない理由（又は別途提示の予定）、②リスク管理計画で合意する時期・手続について、ご教示ください。	①個別具体の事象ごとに別紙10へ記載することは困難です。別紙10及び要求水準書や契約条件等のとおりです。 ②リスク管理計画は全体業務計画に盛り込むこととなっております。全体業務計画書は契約締結から30日以内に作成し監督職員の承諾を得ることとしております。要求水準書3.3等に記載のとおりです。	11月11日
94	完成払の回数と、2月末までの完了通知（別紙4）	基本契約書（案）別紙4 第1条第3項・第4条／要求水準書 3.7(11)／第5回No.113	第5回No.113では、更新工事の完了払は中間・年度末の2回を想定するとされました。基本契約書（案）別紙4は、第1条第3項で調査設計・更新工事を「年度末の完成払いを基本」とする一方、第4条で完成払を年2回（中間及び年度末）を上限とし、原則各会計年度の2月末までに完了・完成の通知を求めています。①支払は年1回か年2回か、②2月末までの通知は3月に完了する業務・工事を認めない趣旨か、③年度内に完了しなかった分の扱いをご教示ください。	①基本契約書（案）に記載のとおり年度末の完成払いを基本としますが、年2回を上限とします。 ②完了検査を行う必要があるので、原則各会計年度の2月末までに完了・完成の通知を行ってください。 ③基本契約書（案）別紙4に示すとおり債務負担行為に係る契約において各会計年度毎に予算措置を行います。そのため年度内に完了する前提で統括的な管理を行いながら各業務を進めてください。これ以上の取り扱いについては甲乙協議となります。	11月11日
95	第三者損害の負担（「責めに帰すべき事由の有無にかかわらず」）	要求水準書 1.7.7(2)・別紙10 No.24／約款A 第18条／第5回No.99～102・146～149	第5回No.100では、第三者への損害は事業者が一次対応するが、原因者が明らかなら原因者が最終負担し、本市の責による場合は本市が責任を負うと回答されました。一方、要求水準書1.7.7(2)は「責めに帰すべき事由の有無にかかわらず」事業者が自らの責任と費用で処理解決するとしたままです。①1.7.7(2)は「一次対応の責任」を定めるもので、最終負担は原因者（本市の責による場合は本市）と解してよろしいでしょうか。②別紙10 No.24との関係もご教示ください。	①本項は、事業者が本委託の実施に関連して第三者に損害を与えた場合の規定であり、要求水準書のとおりです。 ②①と同様の考え方です。	11月11日
96	不可抗力の範囲（感染症・異常気象等）と別紙10 No.26・27	要求水準書 別紙10 No.26・27／基本契約書（案）約款 不可抗力条／第5回No.144・152	第5回No.144・152では、感染症のまん延は一般に不可抗力に該当すると考え、不可抗力の範囲は天災・異常気象・戦争・テロ・感染症等を想定して個別に判断するとされました。別紙10 No.26・27は「大地震等の自然災害、戦争、暴動等」、各約款は「天災等」のままで、感染症・異常気象の記載がありません。これらを不可抗力に含むことを、別紙10または契約書に明記いただけますか。	全ての事象をあらかじめ網羅的に記載することは困難です。要求水準書のとおりです。 なお、ここでの本市のリスク分担の対象は本市管理施設に限られます。（No.76③と同様）	11月11日

97	契約不適合責任：既設管起因の不具合の免責と別紙10 No.44の判定基準	基本契約書（案）約款A第33条・約款B第53条・約款C第54条／別紙10 No.44／第5回No.130	契約不適合責任の期間は、維持修繕（約款A第33条）が不適合を知った時から1年、調査設計（約款B第53条）が引渡しから3年、更新工事（約款C第54条）が引渡しから2年です。第5回No.130では、既設管側の劣化等が原因の不具合の扱いや、別紙10 No.44（事業終了時の性能確保）の判定基準は個別判断とされました。①既設管の状態が原因の不具合は免責としていただけますか。②No.44の判定方法と基準時をご教示ください。	①契約不適合責任に該当する場合、免責とすることはできません。 ②要求水準書別紙10 No.44「事業終了時の性能確保」については、要求水準書や契約条件等を踏まえ、事業期間中に実施された履行状況及び業務成果、性能指標の達成状況等をもとに判定します。	11月11日
98	契約図書の優先順位と「質問回答書」の範囲（前回の回答は含まれるか）	基本契約書（案）第5条第1項(6)・第2項・別紙1 第8条	基本契約書（案）第5条は、質問回答書を契約図書とし、不整合がある場合の優先順位を「(3)要求水準書、(4)入札説明書及び質問回答書」の順としています。①今回の質問に対する回答書は、この「質問回答書」に含まれるのでしょうか。②実施方針（案）・要求水準書（案）に対する質問回答（第1～5回）は含まれるのでしょうか。含まれない場合、その回答内容が公告資料に反映されていなければ、要求水準書が優先されるのでしょうか。	①本質問に対する回答を含め、本件入札公告後に公表する質問回答書は、基本契約書（案）第5条に規定する「質問回答書」に含まれます。 ②実施方針（案）及び要求水準書（案）に対する質問回答（第1回～第5回）については、基本契約書（案）第5条に規定する契約図書には含まれません。契約図書の優先順位については、基本契約書（案）第5条に定めるとおりです。	11月11日